

## 第 3 回

大仙市公共施設運営改善等調査特別委員会

# 会 議 録

期日：平成 23 年 11 月 29 日（火）

場所：議会応接室

大 仙 市 議 会

第3回大仙市公共施設運営改善等調査特別委員会  
会 議 録

---

日 時

平成23年11月29日（火曜日）

午前10時00分 ～ 午前11時30分

---

会 場

議会応接室

---

出席委員（8人）

委員長 藤井春雄

副委員長 竹原弘治

委員 佐藤芳雄

委員 小松栄治

委員 橋本五郎

委員 石塚 柏

委員 本間輝男

委員 千葉 健

---

欠席委員（0人）

---

議長・委員外委員

副議長 藤田君雄

---

説明のため出席した者

なし

---

議会事務局職員出席者

事務局長 佐々木 誠 治

参 事 竹 内 徳 幸

主 幹 伊 藤 雅 裕

主 幹 進 藤 博 秀

主 査 佐 藤 和 人

主 任 中 川 智 晴

- 
- 第 1 調査対象施設（案）について
- 第 2 調査スケジュール（案）について
- 第 3 調査資料（案）について
- 第 4 次回の委員会開催日について
- 

午前10時00分 開 会

○委員長（藤井春雄） それでは、ただ今から第3回大仙市公共施設運営改善等調査特別委員会を開会いたします。

本日は、先の委員会において、当局から説明があった内容を踏まえて、本特別委員会での調査方針を決定するため、当局の出席を求めず開催いたしましたことにご理解をお願いいたします

---

○委員長（藤井春雄） それでは、案件に入りますが、案件は次第に従いまして進めてまいります。

はじめに、（1）調査対象施設（案）を議題といたします。調査対象施設については、先の委員会において、当局で提示した内容に、利用料金制度の施設を含めるとのご意見がありました。特別委員会として改めて対象施設を決定するものであります。資料について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局主幹（進藤博秀） はい。委員長。

○委員長（藤井春雄） はい。

○事務局主幹（進藤博秀） 大変恐縮ですが、座ったままで説明することをお許し願いたいと思います。

それでは、お手元の資料1をご覧いただきたいと思います。資料名が大仙市公共施設運営改善等調査特別委員会、調査対象施設（案）でございます。ただ今、委員長のごあいさつにもありましたとおり、第2回特別委員会、11月24日に開催の委員会ですけれど、その際に当局から提示された施設区分と対象施設のなかに、利用料金制度の施設も加えるべきだのご意見がありまして、それを加えた内容で調製をしております。

確認のため施設区分ごとに施設名を読み上げます。最初に温泉施設においては、①神岡交流促進センター嶽の湯、②西仙北ぬくもり温泉ユメリア、③八乙女温泉さくら荘、

④協和温泉四季の湯、⑤南外ふるさと館、⑥史跡の里交流プラザ柵の湯、⑦太田ふるさと館・太田コミュニティセンター・太田就業改善センター中里温泉、2の区分施設としてスキー場施設では、⑧大曲ファミリースキー場、⑨協和スキー場、⑩大台スキー場、3のその他区分の施設では、⑪神岡生産物直売・食材供給施設道の駅神岡・茶屋っこ一里塚、⑫中仙地域農業総合管理施設道の駅中仙・こめこめプラザ、⑬協和農林水産物直売・食材供給施設道の駅協和・四季の森、⑭健康文化活動拠点センターペアーレ大仙、⑮野球場等のスポーツ関連施設及び利用料金制度の施設等ということで、対象施設名については、条例で規定した施設名を列記しております。なお、施設を明確にするためにカッコ書きで表示しております。以上でございます。

○委員長（藤井春雄） ただ今の説明に対しまして、ご意見等ございませんか。

○委員（小松栄治） はい。

○委員長（藤井春雄） はい。

○委員（小松栄治） その他の施設の中で、野球場等スポーツ施設と利用料金制度の施設がありますが、これを見れば分かれていますので、温泉施設とスキー場施設のように、もう少し詳しくどここの施設としたほうがわかると思う。このあたりちょっと。

○事務局主幹（進藤博秀） はい。委員長。

○委員長（藤井春雄） はい。

○事務局主幹（進藤博秀） ただ今の小松委員のご質問に対してですけど、⑮については、それ以外の公の施設という捉え方になります。それで、この後審査が進んでいった段階で、この⑮の調査対象施設を本特別委員会において特定したいというスケジュール案を持っております。

○委員（小松栄治） そうであればいい。

○委員長（藤井春雄） いいですか。

○委員（小松栄治） はい。

○委員（本間輝男） 委員長。

○委員長（藤井春雄） はい。

○委員（本間輝男） 奥羽山荘に関して、7年間で無償2千万円ずつ出すという計画の基に出しているのだけれども、これは契約だから契約の相手方のわらび座ということでまず問題はないとしても、これに対して手をかけるつもりはないという考え方か。

○事務局主幹（進藤博秀） はい。委員長。

○委員長（藤井春雄） はい。

○事務局主幹（進藤博秀） それについては、対象施設にするかどうかという方向については、この特別委員会での判断になると思いますので、委員の皆さんからご協議していただき、その方向をお示ししていただければと思います。

○委員長（藤井春雄） 委員会ですべきであればそうだし、この前の当局のチームのなかにもなかったし、この前のときは特別、奥羽山荘のことは議題になりませんでした。今、新しい提起があったので、事務局ではこの委員会でどうするのかといのは、委員会の話し合いの中で決めてくださいということですから、どうしたらよろしいでしょうか。

○委員（本間輝男） 委員長。

○委員長（藤井春雄） はい。

○委員（本間輝男） 実は、これ7年のうち3年が過ぎてあと4年であるので、4年というのはたちまち来ることだし、いずれその方向付けも譲渡するなり、売買するなり何らかの方向性は出さなければならぬ時期に来ている。将来とも2千万円を出せる状況なのか、どうかも含めて検討していかないと、これは県のセクターもだけれども売却するものは売却する。残すものは残す。それから預けるものは預けるという方向付けでいかないと、そこいら辺は2百万円ぐらいの金が入るのであれば問題はないけど、2千万円となると仮にユメリアに指定管理料を2千万円、2千5百万円、3千万円を出すのと同じになってしまうのよ。やっぱり、そこいら辺を含めていく時期が、私はよーいどーんの段階でなくて進んでいる段階で、はっきり言えばもう3年が過ぎれば、検討する時期に入っているのではないか。

もう一つは、旧町内に温泉施設を二つ持つというのは、太田地域だけだと私は認識をしているわけです。そこいら辺の解釈もやっぱりきちっとしていかないと、大曲地域みたいに何も無いというところもあるし、そこいら辺をこの委員会の中でひとつご意見をもらいたいというのが本音です。

○委員長（藤井春雄） 前段の奥羽山荘のところは、委員会の中でどうするかを今、いろんなご意見もあったししていくと。それから二つ目のところは本委員会でも当然、検討しなければならない項目だと思うんです。いろんな角度から検討されていくということなんで、立地条件がどうだとか、こうだとかも含めてだと思えますから、その中で今、本間さんが出された問題提起は、その各項目の検討のなかで当然出てくるものだと思います。

- 委員（小松栄治） 委員長、やはりそのとおりです。奥羽山荘も教育福祉の委員会でも、新しくドックの整備にかなりのお金を差し上げているようだし、その関係から内容等の精査は必要でないかなと感じがします。
- 副委員長（竹原弘治） 今回はどういうスタンスで、この公共施設を計画し、需給という主旨の当局からの思いみたいなものをリポートするとかの話の会議。今回はそういう当局を入れないで委員だけの会議にするというわけになったのですが、じゃあ一体、今の段階ではどこいら辺をどういうふうにこの特別委員会がしていくのかということが、いずれこの資料を見ますと2-1に審査のフローというのがあるわけですし、そこいら辺で初めて我々はそれぞれの施設のどのような審査、方向性はこの後の説明であると思います。そこいら辺で、ある程度、当局に求めるものが見えてくるわけであるし、併せてそこいら辺がわかった段階で、我々もこういうような考えを付加して審査していくことだと思うんで、私は一つ我々に当局が求めようとしている役割も検討と言いますか、目を向けて行ってからと、そんなことを考えております。冒頭で我々もはっきりわからないと言いますか、会議を通じて。
- 委員長（藤井春雄） まずそのために、今の段階では調査対象と同時に、調査対象というのは、我々が検討をして加えていくという対象だから、その対象をどこまでにするのかと。
- 副委員長（竹原弘治） そのためにも、審査をどこまで審査するのかということが、見えていないわけですし、他の委員の方々はわかっている。
- 委員長（藤井春雄） その中身は、調査の仕方はいろいろあると思うんですよ。それで目的は、この前確認したようにいろいろ問題があると、それから課題や何かを洗いざらい出して今後どうするかという方向付けを議会は議会としてやっていくと。当局は当局としてやって行くわけなんで、議会の立場としてそれぞれの施設が、どういう問題があって、どういう方向付けをしていったらいいのかという、議会として一応2年かかって出そうと。とりあえず2年と言っていられないという課題もあると。そこは、その状況に合わせて方向付けをしていかなければならないだろうという段階までは、大筋としては一応、前回のところでイメージ合わせをしたつもりだけでも。大筋としては、そこまでのところまでのイメージ合わせは。後は、前回、調査対象にしても意見があったし、それから審査順番なんかということも改めて確認をしながらということだと思います。

今、出ているのは調査対象に奥羽山荘を加えるのか、加えないのかということだと思っ  
ています。このところを皆さんからご意見を出していただいで。

○委員（小松栄治） 加えた方がいい。調査だから。

○委員長（藤井春雄） はい。わかりました。

○委員（石塚柏） 加えた方がいいと思う。結局やることだから。最初から。

○委員長（藤井春雄） 橋本さん。どうですか。

○委員（橋本五郎） はい。やっぱりここにちゃんと明記をして、載せた方がいいと思う。  
議論をする一つとしてやるべきものだと思う。

○委員長（藤井春雄） はい。

○委員（本間輝男） 今現在の段階で、契約の相手方がわらび座だから、どこまで踏み込  
めるかという問題は別にして、やっぱりきちんと捉え方としては、契約の相手方はある  
ことだから、それに対して我々がどうこう言える立場でないとしても、将来を見越せば  
検討する時期に入るという意味で申し上げた。

○委員長（藤井春雄） 施設の性質も今、出したこれとかなり違うしな。

○委員（小松栄治） 委員長。比較してみなければならぬこともあるのよ。向こうで経  
営しているのと第三セクターの経営の仕方など、いろいろ踏まえて出してくるから。

○委員長（藤井春雄） それじゃ、さっき事務局から説明があった施設に奥羽山荘も加え  
るということで、区分としては温泉施設に入れるということで、そういうことでこの一  
番目の調査対象施設については、それでよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤井春雄） はい。それじゃ奥羽山荘を加えるということで、説明があった内  
容に奥羽山荘を付加するというご承認をいただきたいと思ひます。

---

○委員長（藤井春雄） それじゃ、次の案件の二番目。調査スケジュール（案）を議題と  
いたします。資料の内容について事務局から説明をお願いいたします。

○事務局主幹（進藤博秀） はい。委員長。

○委員長（藤井春雄） はい。

○事務局主幹（進藤博秀） それでは、お手元の資料2-1をご覧いただきたいと思ひま  
す。はじめに特別委員会の審査フロー、審査の流れについての案、たたき台でございま  
す。これを作りにあたり、特別委員会が主体的な体制で審査を進めるべきだという前回

の委員会でご意見がございましたので、それを踏まえて大きな項目で設定したものでございます。1から6までございますけれども、その概要につきましてご説明申し上げます。

はじめに、一点目としては経営調査票等による審査ということで、内容としては当局で作成した経営状況調査票、仮称ですけれども、これと特別委員会で求めた追加資料等により所管課あるいは施設管理者等から経営状況等を聞き取りして、それに対して必要に応じて調査を実施し経営状況の把握と分析を行い問題点を明らかにするという内容でございます。

二つ目では、1の事項を踏まえて経営改革の方向性を調査・提示という内容です。①として、問題があった施設について経営改革の方向性を調査し、特別委員会としてそれを提示するという内容です。②としては、①では改革に結びつかない。これは早急に判断あるいは方向性を示す必要があるという施設については、早急に抜本的な経営改善が認められると特別委員会が判断した施設については、経営改革計画、プランなるものの作成を求めるという内容です。これは、当局に対して求めるという内容です。

三つ目といたしましては、提示しました経営改革等へ当局の対応方針について調査、特別委員会からの提出、提示された案件への当局の方針又は対応で、これは計画がまとまった段階での対応となります。その内容としては、①特別委員会が提示した経営改革等に対して、当局で検討した経営改革等へ対応方針について調査する。②は、作成を求めた経営改革計画、プランの内容について審査するという内容でございます。

次に、四つ目ですけど、本特別委員会で経営改革等の方針、あるいは検討を求めた後の検証がなければ、経営改革がどのようになされているかを確認できませんので、短い期間の中ではありますが経営改革の効果調査という事項を掲げております。内容といたしましては、経営改革等への取り組み状況を明確にし、経営改革計画に掲げた事項の効果内容について調査するという内容でございます。

次に、五つ目ですけども、今回制定された議会基本条例の中に規定されております情報の公開がございます。それで、①として対象施設ごとに特別委員会の意見がまとまった段階で、議員全員協議会の開催をお願いいたしまして、議員へ説明するとともに議員各位からご意見を伺い、その内容を踏まえた中間報告を特別委員会として作成して提示する。②としましては、議会の市民への説明責任に努めるため、審査経過及び中間報告を市議会ホームページ等で公表をしていくこととする。

六つ目にその他といたしましては、審査日程及び調査資料等については審査の進捗状況等により内容はだいぶ変わってくる点がありますので、その都度、調査内容により必要に応じて変更して対応していくという、本特別委員会の審査の流れの案でございます。

関係がありますので、審査スケジュール表につきましてもご説明申し上げます。次のページの資料2-2をご覧くださいと思います。これはあくまでも現段階の審査が始まった段階で、このスケジュール表に沿っていくかとの疑問もありますけれども、この特別委員会での審査の大まかな流れをつかみ、そして当局に対しても提示するという目的のために作成したものでございます。

内容ですけど、大きく事項を審査方法・日程の決定ということで先の委員会と本日の委員会のことを指しております。次に、平成24年当初予算対象施設については、この後、対象施設を選定していただくわけですけど、当初予算編成に向けて早急に審査しなければならない施設を選定するものでございます。次に温泉施設は、先ほどの奥羽山荘を含めた温泉施設ということになります。次にスキー場施設、その他施設という順番で審査を進めてまいります。

審査の内容といたしましては、一番目に経営等の状況調査として当局から出されてきた経営状況を示す資料によりまして、状況調査を行うというものでございます。次にそれに基づいた経営改革の方向性の調査、議員全員協議会での説明、第一次中間報告、次に経営改革等の審査は、当局から出されてきた内容についての審査でございます。最後に、経営改革の評価というようなことを大きな施設区分ごとに掲げてございます。

特別委員会の最終といたしましては、最終報告書の調整は25年9月の定例会までに作成するというタイムスケジュールとなっております。なお、施設の数などによって審査期間を定めてございますけれども、これはあくまでも目安ですので、この後、審査が進んで行く段階でこの期間が変更になってくるということを予めご理解をお願いしたいと思います。

○委員長（藤井春雄） はい。ただ今、説明がありました全体のスケジュール案に加えて、今後早急に審査を要する施設としては、会派代表者会議での副市長の説明と先の委員会での当局からの説明で、ユメリアとペアーレ大仙、さらに早急に審査を要する施設があったときは、これを加えることにしたいと思いますが、これに対してご意見がございましたらお願いいたします。

○委員（小松栄治） 委員長。

- 委員長（藤井春雄） はい。
- 委員（小松栄治） 平成24年度の予算対象施設ということで、これを見ますと平成24年の3月31日までの対象施設となるのもっとあるんじゃないかなと。私は7施設くらいあるんじゃないかなと。温泉ばかりでなくて。今、もらったところで二つくらいで、対象施設はそればかりではない。早急だから平成24年3月31日までの契約更新が、早急に入ると思います。
- 事務局長（佐々木誠治） 今、私の方で言ったのは、久米副市長が言ったことを委員長が言っただけで、我々が言ったことでありませんので、委員間でそのあたりは。
- 委員（小松栄治） いずれ二つの項目ではないので、24年の3月31日までの更新施設、これが対象施設でないかなと思いますけれどもどうでしょうか。
- 委員長（藤井春雄） その中身のところは、我々も聞いたわけではございませんので、取りあえず24年の予算編成の時期になっていると。その中で一定の目途を付けたりして、具体的に出していかなければならないのは、ユメリアとペアーレですと。だからそこは、24年度予算と直接関わってくるので、早めにひとつ方向性なり、当面の対応なりを決めなければならぬ問題を持っていますと。こういう話なんで、ここはひとつこの二つはいずれ予算編成までに対応策を考えなければならぬと。こういう副市長からの提起もあったし、この前の説明のときも。
- 委員（小松栄治） それはわかります。順序を決めて、優先順位これはいいんです。ただしそれも大事なことですがこの二つの施設は。その理由付けは、他の方の平成24年の3月31日までに切れることが主なことです。この2施設だけでなく、それらを何とするのか、24年の3月で切れるのは調査も何もしないで、来年の4月以降の調査にして内容も調査しないで契約するのか、そのあたりです。
- 委員（橋本五郎） まずその二点を中心にして最初に調査をしながら、中身さ入っていくということでしょう。
- 委員長（藤井春雄） そうです。ユメリアとペアーレの中身はいろいろとあるから、今の指定管理者は。
- 委員（小松栄治） 委員長、私が聞くことが悪くてか、説明が悪くてか、質問が悪くてかわからないけれども、その二つは順序で優先順位でいいんです。最終的には来年の3月31日までの契約です。だから、他の施設もあるでしょうということだ。
- 委員長（藤井春雄） それは、順次やっていくということですよ。

- 事務局主幹（進藤博秀） はい。確認ですけど小松委員がおっしゃる内容は、24年3月31日で指定管理が切れる施設も含めるというご意見でよろしですか。
- 委員（小松栄治） そういうことだ。ただ、順序を付けていくことはそれでもいいということだ。
- 委員（石塚柏） 小松委員が言っていることは、契約の問題も考えてほしいと。でないと後の祭りになるよという話しだ。
- 委員（小松栄治） そうそう。二つだけやってそれで終わりではなく、3月31日までの契約があるので、そうすればそのものについては、後の調査でもいいんだけど、そこいらの日程もあるので、そこいら辺を当局の方で資料を出してくれれば、我々はこれはこの二施設以外は、この後でもいいということができるのよ。それでもいいのよ。まず優先順はそれで結構です。
- 委員長（藤井春雄） そうすれば、取りあえずユメリア、ペアーレという順番でこれは早急に対応策なりを議会として方向付けを出したいと。そしてその後今、言われたまだ急ぐものがあるようですから、それはやっぱりあまりタイミングを失しないように進めていくと。そういうことでお願いしたいと思います。
- 委員（本間輝男） 委員長ちょっと。
- 委員長（藤井春雄） はい。・
- 委員（本間輝男） 私の感覚からすれば、今の二つの経営状態がうまくないので、一般会計から投入しなければこれはもたないということで緊急性がある解釈であると思うけれど、そうだとすれば、今、現在の経営計画、改善計画というものを出してもらわないとたたきにならない。はっきり言えば、現況がどうで来年度に向けてどうなのかというものがなくこの委員会として、所管としてたたく材料がないと言うのは、向こうからこういう状態ですと、ペアーレ大仙もこうですと、ユメリアもこういう経営状態ですというのはわかるけれども、それは相手方から一方的に出てくる資料だけであって、24年度はどうしたいんだというたたきがないと、それに対して我々が議会として反応していかないと前さ進めないような気がする。でないと経営改革の計画なんていったって、絵に描いたモチにならないか。
- 委員長（藤井春雄） 調査の資料なんかのところは、3番目のところに資料なんかに関わることが出ております。そこで、何とか本間さん、資料の関係のところは、そこで議論をしていただいて、当局から出してもらった資料なんかを委員会を通じて要請をすると

いうことをこの前に話をしたが、中身をどうするかということも含めて、この3番のところで協議してもらおうということになります。

○委員（本間輝男） はい。

○委員長（藤井春雄） それでは、ただ今説明がありましたスケジュール案のなかで、早急に審査をする施設は、一番目にユメリア、二番目にペアーレ大仙、そして今、小松さんからもありましたとおり、その指定管理者なんかの契約の関係もあって急がなければならぬという施設もあるのでないかということで、ご指摘がありましたのでそれはタイミングを失することがないようにこの委員会でも審査をしていくということにしたいと思いますので、ご異議ございませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤井春雄） それじゃ、このとおり決定をしたいと思います。

---

○委員長（藤井春雄） それでは次の案件の（3）調査資料（案）を議題といたします。

はじめに、先に送付している参考資料の要点と本日の案件資料について、事務局からの説明をお願いします。

○事務局主幹（進藤博秀） はい。委員長。

○委員長（藤井春雄） はい。進藤君。

○事務局主幹（進藤博秀） それでは、先に皆さんの方にお示ししております資料で、第三セクター等の抜本的改革の推進等についてお配りしたところですが、内容を見ましたところ一部欠落した箇所がありましたので、今日改めてお手元に配付させていただいたところですので、これと差し替えをお願いしたいと思います。

次に、平成23年度秋田県第三セクター経営概要書・経営評価表という資料と、秋田県の第三セクターの整理合理化指針という資料を事前に配付させておりますので、その内容について概要を説明申し上げます。

はじめに、平成21年6月23日総務省自治財政局長から出された、第三セクター等の抜本的改革の推進等についてという資料でございます。この資料の中身を全部読み上げればよろしいところですが、この総務省から出された内容について自治日報の平成21年6月26日付けの記事がありましたので、今日、お手元の方に配付してありますので、そちらをご覧くださいと思います。1枚ものの資料ですけど、平成21年6月23日に出された総務省からの関係につきましては、前の年にも1件出されておりました。

て、平成20年6月20日に総務省のガイドラインとして、第三セクターの改革についてと出され、それを踏まえての内容となっております。簡単に前の年に出された第三セクターの改革の方針について申し述べますと、昨今の状況で各自治体が抱える第三セクターが、自治体の経営を圧迫するに至っている経緯がある。各自治体においては、経営検討委員会なるものを設置すべきだという内容でございます。また、その構成内容については、専門家あるいは公認会計士、弁護士等の経営や債務整理の有識者を加えた委員会にすべきだということも出されております。それで経営検討委員会で調査し、評価、検討し

( 千葉委員着席 )

千葉委員、今、右側の資料の自治日報と書いている資料の説明に入っております。

それで専門的な経営分析と改革案を作成して、それを市民に公表すべきだという内容でございます。最終的にはプランを策定して、その内容を周知しながら進めるというのが前の年に出された内容でございます。これにより、平成21年6月23日に総務省から出された内容でございます。また、この出されている指針の中で大きな目玉となっているのが、新聞の大きな見出しにもなっております第三セクターの改革に改革推進債を活用することができるようになったという改正でございます。この推進債の関係ですけど、各自治体が抱えている第三セクターを廃止、清算する際に多額の残債が残っているケースがありますが、それを一時金で補うとなると自治体の経営自体が大変になるということで、この改革推進債を活用して、抜本改革に当たった方がいいという指針の内容でございます。

このようなことを踏まえて、各自治体においては、本日の資料の一番後のページになりますけれど、専門的な調査、検討、審査を経ていく一番初めの段階で、この地方公共団体による情報公開の様式として別記4として示しております。これに基づきまして、各自治体においては、情報公開を行っている自治体もあります。この念頭には、私の推測ですけど推進債を活用するという前提に基づいて、取り組みをしている自治体は、そのような内容で進めている例が見受けられます。

次に、秋田県関係では、県の方の第三セクターに関する評価等について、この第三セクターの整理統合以前に行政改革推進というのがありまして、各旧町村時代におきましても行政改革大綱を作りまして、それに基づいて年次計画、あるいは見直し等を行って行政改革を推進してきた経緯がございます。その関係で、秋田県においては、第三セク

ターの整理合理化指針というものを平成15年2月26日に出し、各対象施設を項目ごとに列記して審査した結果を公表している内容でございます。

この後の本特別委員会の審査が進んで行った段階で、この委員会として調査対象施設の改善点等を出す段階において、方向性あるいは取りまとめを出す際に大変貴重な資料でございます。そういうことで事前にお配りしたところでございます。

それでは、本日配付いたしました資料3-1に基づきまして、調査資料案についてご説明をいたしますので、本日配付資料の3-1をご覧いただきたいと思っております。

資料3-1 調査資料（案）について、内容をご説明申し上げます。一点目といたしましては、調査基礎資料の統一様式を掲げてございます。この対象施設については、先ほど審査いたしました施設を審査していく段階で、第三セクターについては、ただ今ご説明いたしました総務省が提示した「第三セクター等の抜本的改革の推進等について」で定めた、地方公共団体による情報公開の様式を基本に、各市で作成している例も添付してありますので、これらを参考にして当局が調査の基礎資料を統一資料として作るという案でございます。

②といたしましては、その他の施設は総務省提示の様式は第三セクターを想定したもので、その他の施設につきましてはこれを基に適宜変更して当局が作成するという調査資料（案）の1についての内容でございます。

次に2についてですが、1についての資料につきましては第三セクターの改革ということ念頭において作成された様式で、本特別委員会におきましては各公共施設の経営状況、改革等というのが大きな調査、審査事項となつてございますので、この調査票に必ず入れる事項、必須事項として掲げたものでございます。その案として①、②、③をご説明申し上げます。

①といたしましては、各施設の現状と抱えている課題について、さらに経営等の改革に努めている内容等について列記していただきたいということです。②といたしましては、経営改革等の目標と具体策についてで、①で施設ごとの状況、課題を踏まえまして今後取り組む経営改革等の目標と、その具体方策について記載をしてもらうという内容でございます。③といたしましては、その他参考事項ということで、これ以外の経営改革等に係わるものがあれば添付してもらいますし、必要に応じて必要事項を記載していただくという内容でございます。

次に三つ目といたしましては、直近の貸借対照表、損益計算書は必ず付けてもらうということでございます。

四つ目といたしましては、その他の必要とする審査資料については、特別委員会において協議して当局へその提出を求めるものとし、またこれに加えて当局からの説明するための資料、あるいは参考資料をもって調査資料とする案でございます。

関係がありますので、一連の資料をご説明していきます。次のページの資料3-2ですけれど、先ほどの総務省で提示した地方公共団体による情報公開の様式例でございます。大きな区分で申し上げますと1に作成年月日と作成担当部署、2に第三セクター名等、3に資本金、4に事業内容、5に財務状況ということで貸借対照表と損益計算書からの記載となります。6に役職員の状況、7に第三セクターへの関与の状況、8には地方公共団体による監査結果、9にその他特記事項という内容で、その参考として下段に書いてある事項が記載されております。

次に、具体的に作成している事例として次のページをご覧くださいと思います。資料の3-3は、由利本荘市の公開資料ですけど株式会社鳥海高原ユースパークという施設の経営状況について整理、公表して内容でございます。次に、資料3-4としましては新潟県柏崎市観光レクリエーション振興公社の公表資料でございます。次に、資料3-5としましては、岡山県真庭市の第三セクターの経営状況の公表資料でございます。

それから前回の委員会におきまして、貸借対照表だけでは詳細な内容がわからないので、内容がわかる資料の提示を求めた方がいいのではないかというご意見がございました。そのため資料3-6につきましては、先の出資法人等経営改革調査特別委員会の審査の際に各施設の経営がわかる資料として提示してもらった一覧の一例でございます。経常損損益の部と特別損益の部について、内容を細かく記載した内容の資料となっております。このような資料を求めるかということも今日の特別委員会で審査、決定していただきたいという内容でございます。以上でございます。

○委員長（藤井春雄） ただ今の説明に対して、ご意見、ご質問等はございませんか。

○委員（石塚柏） はい。委員長。

○委員長（藤井春雄） はい。

○委員（石塚柏） ちょっと話が長くなるんですが、この特別委員会の性格は、議会とは基本条例を作ってから議会はこのように変わってもらいたいと、緊張感をもって二元代表制をきちっとやってもらいたいという考え方です。この調査資料は、難儀して作っ

てもらった事務局には申し訳ないけれども、ここに基礎資料があるわけですが、これを当局が作るということ自体非常に疑問です。やはり基本的な調査のところは、こういうふうに調査してほしいということは、この特別委員会の考え方を色濃く反映させたもの、若しくは特別委員会がリーダーシップを発揮させて、当局にこのように調べてくださいという調査のしかたです。ちょっと先の話になりますけれども、対策を誰が作るのかと言った場合に当局で対策を作ってくださいという意見が今まで議会と行政との関係で多かったと思うんですけど、一語一句、議会で作る必要はないけれども、調査も対策も議会が主導的に作っていかないと、委員会を作ったけれども適当な緊張感そのものが生まれるはずがないと私は思っております。それが一点で、この委員会が主体的になって調査も対策も決めていくんだという文言に修正していただきたいということです。

それから二つ目ですが、資料の3-2総務省の方でこのようなかたちで調べた方がいいのではないかという内容ですけれども、この下の方にですね、定款から始まって事業報告書、損益計算書、監査報告書とあるわけですが、私の見た印象ですけれども、例えば公認会計士だとか弁護士といった人たちが、どうも色濃く反映されている。それで不足しているなどと思った内容がですね、一つに第三セクターの設立目的のときにこういう公共サービスを提供します。若しくは雇用とか、こういう政策的な効果がありますといったものがどうも欠落しているなど、県なんかも思っても。そういったものをきちんと検討を加えて行かなければ、最終的に判断するとき、ただ経営的にばちばちと切っていくかという議論が出てしまって、議論が非常にかみ合わないおそれがあると、そのことが一つ感じました。

それから急いで検討結果を出さなければいけないものが求められておりますけれども、その資料というのは1年前の資料なんです。古い資料に基づいて判断をしないといけないというおそれがあります。どこの会社でも会計事務所をお願いをして試算表がきているはずで、毎月5万円なら5万円で頼んで、試算表がきているわけなんで、それを上手に活用すれば月次に決算が出来るわけですね。ですから今で言えば、だいたい10月頃までの正確な経営資料を把握できるわけです。そういうふうにしてはじめて生きた直近の資料を活用できるということで、費用も手間もそんなに大きく掛からないので、一時決算を提供していただけるようにということをお願いしたいと思います。

それともう一つこれで最後ですけれども、経営改善を成功させるためには、現場に誰か経営改善の方針を示されたことに対して、それに忠実に経営改善をしていくんだという

現場のチーフというか責任者がいないと、どんな経営改善計画をたてても私の経験で言えば失敗するんです。だから経営改善の推進役というものがいるかどうかと、おそらくいると思いますので、そういう人をきちっと置いていってほしい。まあ、この三つをです、当局が作成するという事を言えば、四つのことについて検討をしてくださいということでございます。

○委員長（藤井春雄） はい。ただ今の意見について。

○委員（橋本五郎） 当局が配った資料と言うけれど、これは当局から我々への参考資料なんで、便宜上、我々は何もたたき台もわからないし、石塚さんみたいにプロでやっているのとは違って、やっぱり我々としては当局で我々に対してのあくまでも参考資料なんだ。だから、これをひとつ参考にしながらたたき台として議論をしていくという資料なんだから、あまり当局がでしゃばってというような話に私自身は聞こえるんです。あまり介助が進んでいるような話に聞こえるから、私はその部分は違うと思う。だから後に言った三点は、石塚さんが言ったようにこのテーブルの上で議論をしていかなければならないし、やっぱり我々がわからない面で石塚さんのプロ的な面を大いに出していただいて、それに対して、我々も議論をしていきたいものだといいことで良くないですか。それで、資料的な面も端的に言えば今日はユメリアに対する議論、調査だとすれば、ユメリアからそういう資料を前もってこちらの方からどんどん提出をお願いして、一つ一つ積み上げをして議論をして答えを出していくものだと私自身はそう思っております。

○委員（小松栄治） 橋本さんが言ったとおりだと思います。それで、たぶんこれが参考資料になるので、ユメリアのが一番最後に付けてございます。優先順位でユメリアとペアーレをやるということだったので、その施設のことについては、ユメリアについては平成17年から19年までの間のものだから、それ以降の平成22年までの2年間の新潟新光での損益計算書、貸借対照表及び人員の数、パートとそれから正社員と、それに併せて赤字だから本社からいくらの援助があるか、それとその前の資料が無いので、19年までと20年もあるはずですよ。

○事務局主幹（進藤博秀） すみません。小松委員、確認ですけれども、今日ここに出されている資料は、前の特別委員会で使った資料ですが。

○委員（小松栄治） この貸借対照表と損益計算書の他に、出来れば売上原価をもう少し詳しく載せてくれれば大変ありがたい。これではもの足りないところがあるんだ。

- 委員長（藤井春雄） 小松さんちょっと話の途中だけど、今、これからをいろいろ検討していくために、資料なんかをどうするかという問題で、個別的なものは後からお聞かせいただきます。
- 委員（小松栄治） 個別でないです委員長さん。今これは参考意見だけれどユメリアとペアーレとを優先順位にすると委員長さんがおっしゃったので、この資料についてこれこれを出していただけないかということで、お話しをしておりますので、一つどうか。
- 委員長（藤井春雄） こういう資料を出してほしいというのは、改めてお聞きするんで今、提起されているのは基本的にこういう資料を求めるか、それを求めるとすれば我々委員会としてこういう考え方で、やっぱり主体的に調査をしていくという言葉ではできるけど、具体的にこの委員会が、それだけの能力をもってやれるのかとなれば、当局の資料を委員会用に何とか修飾して、出されるようなことであればこれは困るけれども、そのところは我々も議論をするたたき台として、やっぱり参考資料として受け止めながら議論をせざるをえないのではないかと。その気持ちとしては、これは委員会が主体的に考え方をまとめていくということは、当然のことだけれども、その資料まで我々が集めて議論できるのか、どうかとなれば、これは実施には難しいことだと思う。
- 委員（小松栄治） 誤解がある委員長さん。今の話については、この議題についてはこういう参考資料も私たちは良いと言います。このたたき台として。この他に資料としては、このようなものでよろしいですかと、当局で出したのだから、これに我々はこういうかたちでお願いしたいと私が言ったとおり。まだあります。難儀をかけますけれどもこれを出していただけますかというお話しなんです。これはこれでよろしいです。
- 委員（石塚柏） 委員長。
- 委員長（藤井春雄） はい。
- 委員（石塚柏） ちょっと私の舌足らずのところがあったかもしれません。特別委員会がスタートしていく、これにもあるように調査特別委員会と調査が入っております。だから調査要項を議会で作ると、委員会で作る。中身についてはそれをやれといっても出来るわけもない。これとこれを調査するので、特別委員会の目的いうのもきちっと文章化して、目的に添ってこういう項目について調査をしますと。その調査要項なりを私は話をしているんです。中身まではやりっこないですよ。ただ今、言ったような今日出てきたような資料では、当局と何も変わらないべとそう思われる。だから総務省の方の調査要項、内容があるので、これを見たら調査要項はわかるし、これに基づいて調査要項

を書いて、そして我々の委員の中で過不足を論じて、これに基づいて当局でやってくださいというふうにやっていってはどうか。というのは、おそらく当局の方に作らせれば、20人も30人もいた中で、細かいところに議論をぶつけていく話になるわけです。私はそれを避けたい。なるべく当局と特別委員会が細かいところでそうだとか、ああだとかやり合う場面は最小限にしたいんだな。そういうことも含めて、議会の方でこういうような目的で、こういう調査をするんだということをがっちり固めておけば、当局とああだ、こうだという話は少なくてすむ。そういう意味であります。

○委員長（藤井春雄） 他にご意見はありますか。

○委員（千葉健） はい。よろしいですか。

○委員長（藤井春雄） はい。

○委員（千葉健君） まずこの、国の事業仕分けと同じで、いろいろ議論をしながら、まずこの三セクの経営内容に深く係わって、そして精査してこうあるべきだというふうに我々も提言を出すんだけど、これはあくまでも提言に止まってしまって、最終的には提言の内容は聞くんだけど、当局ではこれはまず、当局として方向付けはあると思うんだけど、あくまでもこれがガス抜きみたいな感じで提言に止まってしまって、委員会の意見を尊重するという方向に進むことなんだか。それはあくまでも意見として聞いて、あとは当局で考えていくのだからその辺、ここに副市長も来ていないからちょっとわからないけど、あくまでも提言に止まっていく事案なのかその辺をちょっと。それともこの意見を尊重して取り入れていくということになるのか、そこいら辺をどうか。

○委員長（藤井春雄） 私が答えるものでないけれど、考えるにやっぱり委員会として提言をすると、それはほとんど予算を伴っていずれどういう措置をしようが、予算を伴って出てくるものだ。出てこないこともあるかもしれないし、そこは議会からの提言と比べてみれば、これは予算がおかしいとか、反対だとかそういうことで、仮に提言を受け入れないかたちで予算編成や行政の方向性を出されれば、そういう中で議会は対応ができるという性格のものだと思うんですよ。そういう意味では何か総務省のこの通達を見ても議会との関係を見れば、議会はそういう役割をもっているで、そこでチェックできるんだということだと思うんです。

○委員（千葉健） はい、わかりました。

○委員長（藤井春雄） まあ、私が話すようなことでもないけど。

○委員（石塚柏）　ちょっと補足ですけど、今、千葉委員から言われたことに関連するんですけど、良い答えが出るというのは、調査の中身の充実の度合いだと私は思います。調査が薄っぺらだと、出てくる答えもあちらこちらの話になってくるんですよ。きちっとした調査をやれば出てくる結論は、私は思うほどにならないのではないかなと。そういった意味で調査に関しては、やっぱり特別委員会の考え方を基にしながらやっていってほしいなということです。

○委員（橋本五郎）　それは当然だ。我々が特別委員会で調査をして、行政が我々特別委員会の意見に屈することだから、そして我々もその後を検証もしていかなければならない立場なんで議会として。だから、そう安易な考えで当局がこんな意見を出してきてという心で思われていけば困るから、やはり我々も責任を持った答申をすることなんだから、やはり当局においてもそのような気持ちの中で、おそらく思っていると思う。そう思ってもらわなければいけない。やはり特別委員会としての権威、皆さんの意見というものを尊重して、我々もその後の検証をしていく任務と政治的な判断の中です。

○委員（小松栄治）　はい、委員長。

○委員長（藤井春雄）　はい。

○委員（小松栄治）　先ほどの委員長さんへ資料の提出をお願いしたいんですけど、ペーパーとそれからユメリアで資料2-1の一番目経営状況の調査・審査の中に入ると思うんですけど、何とか進藤さん、西仙の今野支所長さんにも話をしているので、今まで長くユメリアさ携わってきて、我々も17年度までの半ばまでだったけれども、一年一年を覚えておりますので、我々の旧町村の議会の方に提出した経緯がある。それを覚えていると思いますので、その資料に詳しく決算と文書もいっしょに載せてきているような感じがします。監査委員もおりましたので。それもよろしくお願い申し上げたい。委員長さんどうか。

○委員長（藤井春雄）　わかりました。

○事務局長（佐々木誠治）　委員長、ちょっといいですか。

○委員長（藤井春雄）　はい。

○事務局長（佐々木誠治）　今の資料の要求の件ですけども、正式に委員長から議長にそして議長から市長までに正式に要求しますので、文書で正式にしますと特別委員会の権威がありますので、その方向でいきますのでよろしくお願いたします。

○委員長（藤井春雄） ちょっと議論が散漫になってしまったところもあるので、項目ごとに提起されていますから、ちょっと項目ごとに確認をしていきます。

資料1-3の1、調査基礎資料の統一様式について、第三セクターに係わる問題、総務省第三セクター等の抜本的改革の推進等について平成21年6月23日のこの文章です。これによる地方公共団体による情報公開の様式、さっき説明した表の各市で作成している様式を参考に当局で作成をするということについて、意見としてこれだけでは不足だというご意見もございましたが、その点はどうでしょうか。

○委員（石塚柏） 委員長。

○委員長（藤井春雄） はい。

○委員（石塚柏） 局長から話があったように、委員長から議長、議長から市長というように文章で出されるということであれば、それはやはり事務局を委員長の指揮下に置いて、事務局が作ることでありますので当局が作成するというのは、いらぬのではないですか。

（「事務局では無理だ」の声あり）

○委員（石塚柏） 調査要領だったら無理。

○事務局長（佐々木誠治） 今、言ったのは資料の3-2です。

○委員（石塚柏） 例えば採用してもらえればの話だけれど、一次決算とそれから公共サービスをどれだけ勉強しているのか、それから経営改革の推進などを加えたものなどを作れないか。

○事務局主幹（進藤博秀） ちょっと確認ですけど、この資料の3-2のデータも全部事務局で記入するのご意見ですか。

○委員（石塚柏） それは当局だ。様式を示してこのように調査してくださいよということとを議会に取りまとめをすること。調査要領を出しなさいということよ。

○事務局主幹（進藤博秀） はい、わかりました。資料3-1では調査要領とは書いておりませんが、調査を進めていく基本的な事項についてはこのようものがありますということで、これに不足な事項あるいは削る事項など今日の審査を終えれば、これに基づき調査要項を作って、議長経由で当局の方に提示するという流れになるかと思えます。

○委員長（藤井春雄） 様式を示して、それを当局から作ってもらおうと。

○委員（本間輝男） ただ、これ我々が要求したもの全て100パーセント出てくる可能性はないですよ。これは、調査権が及ぶ範囲と個人情報とか、いろいろな問題があるから100パーセント出ないですよ。ある程度の参考資料しか出ない。それは覚悟しなけ

ればならないし、そこを確認しておかなければならない。全て出せば出てくるものでないというのは、セクターだからある程度経営移譲をしているのだから、そこは確認しておかなければならない。100パーセントは出ない。

○委員（橋本五郎） でも、こちらの方では要求をしなければならぬ。あくまでも出されないものは別にして。

○委員（本間輝男） そこは確認事項として、持っておかなければだめだ。

○委員（小松栄治） そういうことで資料をお願いいたします。それだけでないけれども、もっと必要な資料といえは追加資料となるかもしれないが。私が言ったのはその程度の資料ということでお願いします。

○委員（本間輝男） 1についてはよろしいです。

○委員（石塚柏） そうすれば、この表の中身の①の定款から始まって会計監査報告のおそらく20項目くらいあると思うけれども、これは提出してくださいとなりますね。

○事務局主幹（進藤博秀） 委員会の判断になると思いますが、総務省の方では表の内容に加えて、これらのものも公表すれがよろしいのでないかということで、必須項目にはこれらは入っておりません。総務省の例ではそうなっておりますが、今回の特別委員会で枠組みに書かれている事項に加えて、必要とするものはこれと、これだと特定してもらえば、それは追加資料という捉え方になるかと思えます。

○委員（石塚柏） 秋田県でまずやっている資料があるし、秋田県ので言えばこの提出資料は全部取っていますよ。秋田県のを見ればわかります。

○事務局長（佐々木誠治） 事務局対委員でなくて、この中で話し合っていた結果を我々が受けて、当局に要請しますので何とか委員の中でおっしゃってください。

○委員（本間輝男） 結局、歩きながら考えていかなければいけないことよ。何とかそこは、ここのテーブルでは出ないので歩きながら考えていかないとだめだ。

○委員（橋本五郎） そうだ。その時にこのようなものと言ったら、またお願いすることで、今からきっちり。

（「そうだ」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤井春雄） はい。だいたい大筋として今、話された中でいろいろ受け止め方はいろいろあると思いますが、大筋の流れとして事務局から説明があったことについて、委員会としての主体性があんまり薄められないように、ひとつ資料を出してもらいながら進めてその都度、委員の皆様から資料については出していただいて委員会としてまと

まったことについては、要請をして出してもらうということで進めて行きたいと思しますので、よろしくお願ひします。なかなか今は、具体的なことは出されないこともあるという話があったんで、その都度相談をしながら進めていくことにしたいと思ひますから、よろしくお願ひいたします。ということでよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○委員（本間輝男） 委員長ちょっと。

○委員長（藤井春雄） はい。

○委員（本間輝男） 今、（２）と（３）、資料２と資料３をまとめてお話ししてくれたことですか。

○委員長（藤井春雄） 含めてだしな。

○委員（本間輝男） はい、わかりました。それからひとつ貸借対照表と損益計算書の出し方なんだけど、税理士さんによって様式の違いが若干あるんですよ。くくりの部分とか、まとめの字句とか、言い方が悪いけど税理士さんの性格があるので、だいぶ違うんですよ。石塚さんはプロだと思うけれど、見ればすぐわかるやつと、なかなか損益計算書もわかりづらいのもあるので、これは当局側に委員長からお願ひなんだけど、損益計算書と貸借対照表の統一化をお願ひしたい。そうでないと税理士さんが皆まちまちで、非常に違いがあるんです。

○委員（小松栄治） 難しいな。個人個人の会社のことだから。

○委員（本間輝男） ただ我々からすれば、セクターなりにお金を出しているんで、我々の資料としては、きちんとして方向付けでいかないと見てもわからないときがあるんです。簡単なやつもあるし、非常に難しいですよ。

○委員（石塚柏） 会計資料を提出されて、各税理士の技量に相当な差があるんです。だいたい資料を見ればわかりますが、そういったことも含めて。それからもう一つ、議会事務局で作れないということだけれど、じゃ当局に貸借対照表を作れるかと。本当は一番よくわかる人は、この委員のメンバーなのだと思うんです。少なくとも会社をやってきたし、本当に事務担当で財務分析をできる人がいるか。おれは無理だと思っているから、さっきみたいにとがった言い方になってしまったけど、当局にもいないと思っております。

○委員（本間輝男） 石塚さん、これは勉強していくしかない。はっきり言えば作れるとか作れないとかでなくて、私たちが理解していくような努力でなければ、どうしても前

にいかない。そのためにもある程度は、きちんと統一したものがあれば、我々も踏み込んでいくし、どっかで線引きをしなければならないということだから、それは我々議員も勉強しなければならない。知らないでは済まされないし、理解しなければならない。そうでないと進まない。

○委員（石塚柏）　今回、このやつをやったら大仙市当局の力は、ぐっと上がると思います。私はそう思うし間違いない。

○委員（本間輝男）　選ばれた以上、またホームページに載るといふ以上は、それなりのものの発言をしていかなければだめだ。はっきり言って、ただ単にわからないので聞くという方向ではだめだ。わかっているで聞くということではだめだと思います。以上です。

○委員長（藤井春雄）　大変貴重なご意見をいただきましたので、私なりに考えていることは、やっぱり会計とか明るい方も当然いるし、ただ行政のこのような問題を検討する際に、そういう経営感覚なんかは当然必要だけれども、それだけで割り切れない面というのは政治的な判断なんかだと思うんです。だから行政があるので、そういう点でどう調整をしていくのかと、その頃合いをどこに線引きして妥協点を見いだしていくのかというのが、今の問題でも最終的な結論を出す方向だと思います。そういう点では、いろいろ経営効率を考えれば住民サービスが悪くなったりなどのことだと思うけど、そこいら辺はみんなのこれまでの置かれている立場だとか、議員としてのいろいろな経験なりがあるわけでしょうから、それが意味で市民の声として第三セクターや公共施設の運営なんかにも係わってくるということだと思うので、その点はお互いに政治家ですから、判断をしながらやっていかざるをえないということだと思いますから、よろしくひとつお願いをいたします。

資料の点は、いろいろ注文があるでしょうから、それは委員会でお互いに出して、出来るものは我々もお互いに勉強をしながら、全体として方向付けをしていくというふうに進めていきたいと思いますから、ひとつ今日のところは出された資料3に基づく方向で進めていくということをご了解をいただいて、今、貸借対照表や損益精算書の統一化を要請してくれと、これは出来るものは要請していくということにしたいと思いますので、その都度出していただきながら進めていきたいと思いますので、ひとつよろしくお願いをいたしたいと思います。

○委員（千葉健）　委員長、一ついいですか。

○委員長（藤井春雄） はい。

○委員（千葉健） 私、さっき遅れて来たんですが、まず今回の重大なるポイントは、ユメリアとペアーレということで、それは私もごもっともだと思います。それで、もしお願いできればこの審査をしていく過程で、出来るだけ早くユメリアを経営している人と、ペアーレを担当している人と単なる書類だけでなく、我々が現場に行って現場の責任者がどういうかたちで一生懸命に努力してきたかとの意見もあるだろうし、そしてその方々ががんばってきたけれど、なかなか思うようにいかないという当然、現場の生の声があると思う。我々も現場の生も声もひとつ聞くため、一度対面して我々とやりとりをすることで、そういうことについて何とかそういう機会を設けていただきたいと思います。

○委員長（藤井春雄） 今、千葉さんからそういうご提案がありましたので、時期、順序なんかからすれば、一応、資料なんかをここで検討をして、その後にするのか、その前にするのかもあるでしょうから、そこは、いずれ1月までの間でペアーレとユメリアの方向付けという予定になっておりますから、早い方がいいですか。

（「資料の方が先」、「資料ができてから」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤井春雄） そうすれば、資料を早く出してもらって、その検討をやってからにいたします。

○委員（石塚柏） はい、委員長。

○委員長（藤井春雄） はい。

○委員（石塚柏） あの、これから先の委員会の進め方になんですけど、前回に配付になった別紙2の抜本的処理策の検討のフローチャートというのが皆さんのお手元にあると思います。このフローチャートに基づいて、今後やっていきたいと思いますかということと、別記の1に標準評価方式、個別評価方式がうたわれておりますが、こういったものを試行しながらやっていくとすれば、十分な成果が得られると思います。それも併せて委員会としてよろしく願いいたします。

○委員長（藤井春雄） これは当然だと思います。

○事務局主幹（進藤博秀） 委員長、すみません確認ですけ。

○委員長（藤井春雄） はい。

○事務局主幹（進藤博秀） 先ほど提示がありましたこの資料3-2様式で、石塚委員から要請がありましたこの下の方事項は、必要に応じて特別委員会の方で指示をするという捉え方でよろしいですか。

○委員長（藤井春雄） はい。そうですね。

○事務局長（佐々木誠治） 出来るか出来ないかわかりませんが、石塚委員が言われた項目まで当局の方に要請してもよろしいかと思いますが。

○委員（石塚柏） その方が、相手だって仕事がしやすい。

○事務局長（佐々木誠治） そうすれば、まず出してやるということで確認します。

○委員（石塚柏） 出せないものは、その理由を付けてもらえれば付けてもらって。

○委員長（藤井春雄） それじゃいいですか。それでは、これを付けて出すということで確認します。

---

○委員長（藤井春雄） それでは、案件の（4）に入ります。次回の委員会開催日についてを議題といたします。次回の委員会は、第4回定例会会期中に開催することで、議会日程を考慮しながら、いろいろ日程の都合もあると思いますので、その日程を調整の上で決定したいと思います。私の方で調整をさせていただき、12月定例会の中で開催するということがよろしいでしょうか。

（「はい」という呼ぶ者あり）

○委員長（藤井春雄） それでは、そのように決定をしたいと思います。

○委員長（藤井春雄） その他に入りますが、副議長から何かございませんか。

○副議長（藤田君雄） ありません。

○委員長（藤井春雄） その他、各委員の皆さんの方から何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤井春雄） はい、それでは長時間にわたっていろいろ貴重なご意見をいただきありがとうございました。これで委員会を終わりたいと思います。

午前11時30分 閉会

大仙市議会委員会条例第29条第1項の規定により、ここに署名する。

平成 年 月 日

大仙市公共施設運営改善等

調査特別委員会委員長 藤 井 春 雄